



京丹後市地域防災計画 修正概要

令和6年3月

京丹後市

計画の概要

目 的

京丹後市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市防災会議条例に定める委員によって構成される「京丹後市防災会議」が作成する計画である。

この計画は、市内において災害の発生により生じる市民等の生命、身体及び財産等に対する脅威や損害を軽減するため、予防・応急対策・復旧・復興計画を定め、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざすものである。

計画の修正

市地域防災計画は、災害対策基本法等の関係法令の改正による国や府の防災計画等と整合を図り、これまでから修正を加えてきている。

今回の修正は、防災基本計画の修正及び京都府地域防災計画の改正、さらには京丹後市における防災施策等を踏まえた内容としている。


主な修正概要①

1 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正


(1)安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化を追記

 8

- 発災時に発災時に安否不明者の氏名等の公表等を行う場合の手續等の明確化
- 災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

(2)多様な主体と連携した被災者支援  9

- 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

(3)デジタル技術の活用  10

- 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

主な修正概要②

2 京都府地域防災計画の改定を踏まえた修正

(1) 多様な視点を踏まえた防災対策の推進 11

- 家庭等において食料等の備蓄を行う場合の広報啓発において、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じて備蓄品を工夫することを追記

(2) 府管理河川の水位予測情報等の先行配信 12

- 「京都府水位・氾濫予測システム」により、府管理河川について、6時間先までの水位及び氾濫区域を予測、その情報の活用に向けた検証のため、市町村に先行配信することを追記

(3) 大雪時における行政機関と関係機関が連携して実施すべき対策 13

- 令和5年1月の大雪時により府内で発生した鉄道輸送障害等に伴う帰宅困難者の発生、道路通行止めに伴う孤立集落の発生等に対し、京都府においてまとめられたガイドラインによる計画の追記

主な修正概要③

3 京丹後市の防災施策を踏まえた修正

(1)市避難情報発令基準の改定に伴う修正 14

- ・避難情報のさらなる的確な発令のための市避難情報発令基準の見直しによる修正

(2)令和5年8月10日 林野火災の検証を踏まえた修正 15

- ・大規模林野火災時における消火活動を支援するため、必要に応じてコンクリートミキサー車による消火用水の補給を追記

(3)令和6年能登半島地震を踏まえた修正 16

- ・津波から市民の安全安心を期すため、津波注意報が発表された際の市職員における警戒体制を強化するための修正
- ・災害応急対策を実施する関係機関の情報収集及び人員の搬送、物資輸送などの手段としてのヘリコプターの活用
- ・被災状況等の情報収集等にドローンによる空撮が活用されたことを受けて、ドローンによる上空から被災状況の把握について追加

主な修正概要④

4 時点修正

市の災害履歴・気象など、最新データに更新（資料なし）

1 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

(1)安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化を追記

【背景】

令和3年7月1日からの大雨により、同月3日に静岡県熱海市伊豆山において土石流が発生した際、静岡県災害対策本部は、個人情報保護条例との関係を整理した上で、安否不明者の名簿を公表し、広く安否不明者に関する情報を募ったところ、安否不明者本人や知人から連絡があり、救助対象者の早期絞り込みにつながった。

【内容】

国は、安否不明者の氏名等公表の可否や公表の手続きなどについて、都道府県に対し、安否不明者等の公表のルール化について、検討を進めるよう通知を発出した。

これに伴い、大規模災害時に迅速に対応できるよう、安否不明者や死者・行方不明者の氏名等公表の方針を定め、府と市町村との役割を明確にし、救助活動の効率化・円滑化を図り、方針に基づき名簿の作成・提供を行うこととしている。

【別表】 公表基準の対応表

「災害時における安否不明者等の氏名等公表方針（令和5年6月京都府）」より抜粋

区分	救助活動の効率化等に資する	住民基本台帳の閲覧制限（※1）	家族・遺族等の同意	公表・非公表	ただし、大規模災害等で家族等の同意を得ることが困難な場合（※2）
安否不明者（行方不明者を含む）	○	制限なし	同意	公表	
			不同意	非公表	【公表】
死者		制限あり	同意	公表	
			不同意	非公表	【非公表】 本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しなどの交付を制限されていることをいう。

※2 救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合は、同意がない場合であっても公表する。

【計画の反映】

救出救護計画、被災者への情報伝達活動

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	18、23
震災対策計画編	14、17

1 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

(2)多様な主体と連携した被災者支援

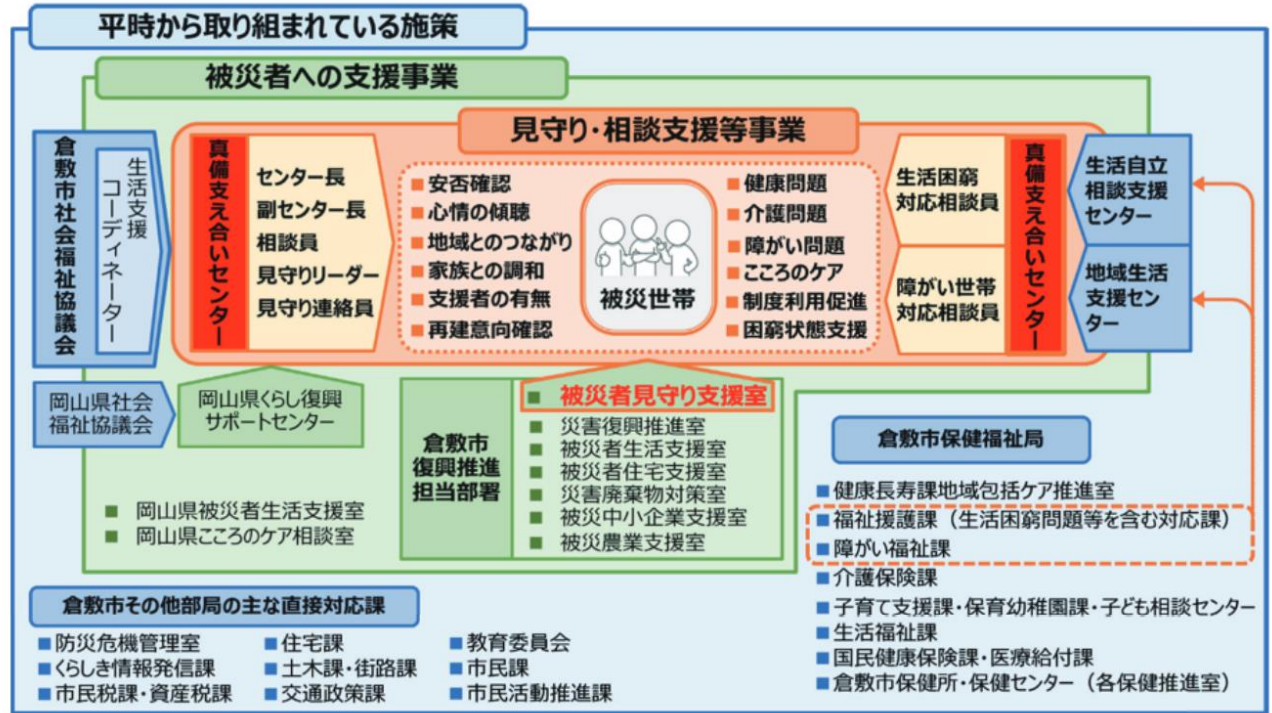
【背景】
東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震等の大規模災害において、地方公共団体が中心となり、被災者が、生活再建に向けて安心した日常生活を送ることができるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進等、被災者個々の相談に対応する取り組みである「災害ケースマネジメント」が本格的に導入され、全国で展開されている。

【内容】
こうした地方公共団体における取組の広がりを踏まえ、国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

災害ケースマネジメントとは

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

【取組事例】



出典：倉敷市社会福祉協議会「平成30年7月豪雨（倉敷市真備地区）における被災者生活支援に関する報告書」

【計画の反映】

避難等に関する計画、生活確保対策計画

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	11、24
震災対策計画編	6、18

1 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

(3) デジタル技術の活用

【背景】

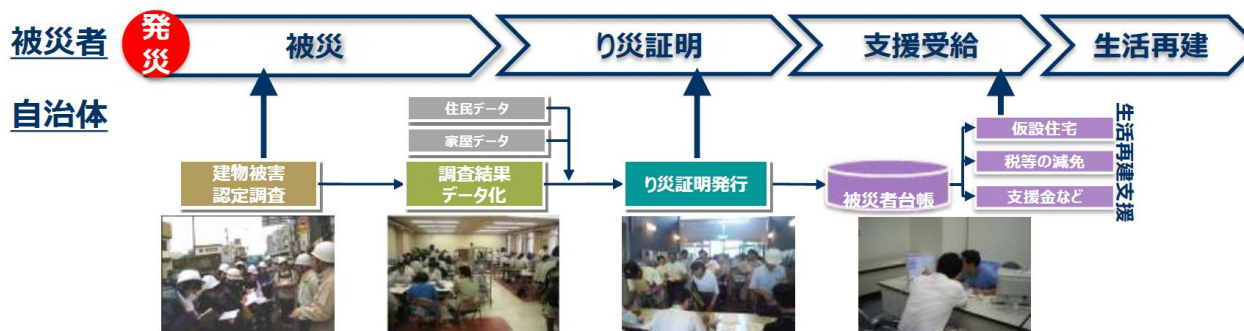
災害発生時における被災現場のデータ収集の主体は、市区町村等であり、防災関係機関等への迅速な情報共有が求められるところであるが、市区町村等の被災現場における限られた人員体制においても、対応を確実かつ迅速にするためには、都道府県や市区町村等の災害対応について一層のデジタル化を図る必要がある。

【内容】

デジタル技術を活用して、確実かつ迅速に災害対応を実施できる仕組みや被災者支援のための活動を効率化できる仕組みをすすめる。

特に重要となる避難者のデータ収集（被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等）へのデジタル技術を活用しながらすすめていく。

被災者生活再建支援業務



【計画の反映】

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策、生活確保対策計画

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	10、26
震災対策計画編	8、20

2 京都府地域防災計画の修正を踏まえた修正

(1)多様な視点を踏まえた防災対策の推進

【背景】

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害では、様々な意思決定過程への女性等の参画が十分に確保されず、ニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じたことから、京都府において、避難行動の実効性向上に向けた取り組み「女性等多様な視点での防災対策意見交換会」が実施された。

この中で、女性の参画の育成等を図る際、女性の参画の促進に努めることとし、地域防災計画に反映していくとされた。

【内容】

災害の応急対策・復旧に関して、多様の意見を反映できるよう配慮するための取組として、家庭等において食料等の備蓄を行う場合の広報啓発において、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じて備蓄品を工夫していく。

食物アレルギーの方の備え（一例）

原因食物(アレルゲン)が含まれていない食品を備えましょう。

■ 幼児期以上の備え

◆ 火やお湯がなくても食べられるもの

主食	主菜	副菜・菓子など
<ul style="list-style-type: none"> ●レトルトのおかゆ ●レトルトのリゾット ●アルファ米(水が必要) ●コーンフレーク ●パン缶 ●乾パン 	<ul style="list-style-type: none"> ●レトルト食品 ●肉、魚、大豆缶詰 (ツナ缶、さば缶、いわし缶等) ●魚肉ソーセージ ●豆乳 	<ul style="list-style-type: none"> ●レトルトスープ ●野菜や果物の缶詰やジュース ●飲料水 ●菓子(せんべい、ポテトチップス、ラムネ、グミ等) 

出典：農林水産省「災害時に備えて食品の過程備蓄をはじめよう」

【計画への反映】

食料・生活必需品確保計画、避難所開設・運営計画

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	8
震災対策計画編	7

2 京都府地域防災計画の修正を踏まえた修正

(2)府管理河川の水位予測情報等の先行配信

【背景】

近年、局所的集中豪雨や線状降水帯による広域な豪雨が見られ、どこで浸水被害が発生するか予想が困難な状況の中、洪水は大河川においてだけ発生するのではなく、想定最大規模よりも高頻度に発生する小さな出水で氾濫のおそれがある。

【内容】

避難情報の発令基準については、水位の実況値と水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせることが有効とされていることから、京都府では、降雨予測や地形データを活用して、6時間先までの河川水位・氾濫区域を予測する「京都府水位・氾濫予測システム」を構築し、予測データが市町村に向けて先行配信され、市町村による早期のきめ細やかな避難情報の発令を支援することとしている。

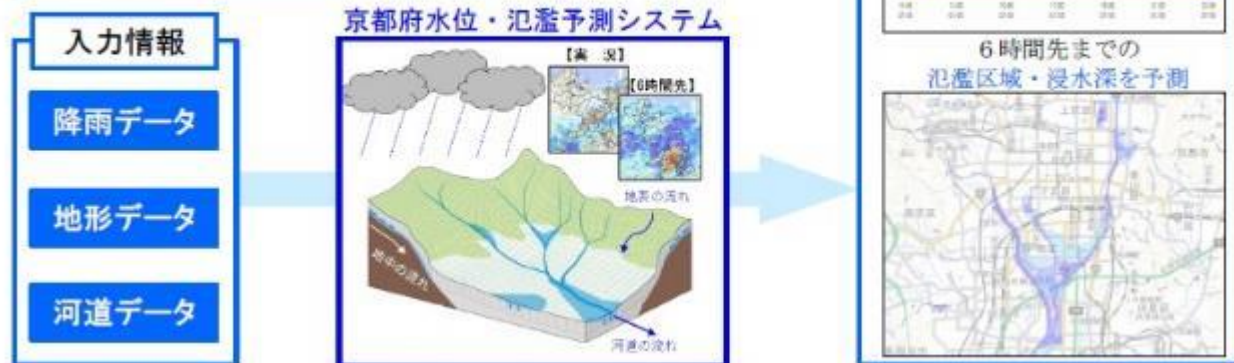
水位・氾濫予測システムの構築

◆多発する集中豪雨への対応(京都府水位・氾濫予測システムの構築)

- 6時間先までの水位と氾濫時の浸水範囲を予測するシステムを構築
予測された河川水位や氾濫時の浸水範囲を府・市町村がリアルタイムで閲覧可能

〔市町村による避難情報の発令〕

予測情報があることで、**従来より早期にきめ細やかな情報発信が可能**



【計画への反映】
気象等観測・予報計画



新旧対照表 (ページ番号)

一般計画編	6
震災対策計画編	—

2 京都府地域防災計画の修正を踏まえた修正

(3)大雪時における行政機関と関係機関が連携して実施すべき対策

【背景】

令和5年1月に京都府では中部・南部を中心に、例年にない降積雪によりJR 京都線等で鉄道輸送障害が発生し、22本の列車が立ち往生した。また、南丹・京丹波を中心に倒木によって道路が通行不能となり「孤立集落の発生」、新名神高速道路において降積雪による「車両の立ち往生」等の事象も発生した。

【内容】

この事象において、対応が万全であったか、鉄道事業者、インフラ事業者、市町村等と協議を進め策定された「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、初動体制のあり方、帰宅困難者が発生した場合の一時滞在施設や一時滞在場所の確保、倒木の早期処理や道路の啓開等について、行政機関と関係機関が連携して実施すべき対策を行う。

大雪時の課題と対策の方向性

(1) 府の体制整備 (京都府)

■初動体制の見直しが必要 ⇒ より早期に初動対応できるよう安全側に基準を見直し

(2) 帰宅困難者対策 (JR西日本、京都府、京都市、各市町村等)

■平時及び緊急時の連携強化が必要 ⇒ 連絡系統と相互協力体制の確立

帰宅困難の発生抑制から発生時の一時滞在施設確保、物資提供、除雪まで

(3) 孤立集落対策 (関西電力、NTT、京都府、各市町村等)

■電力・通信事業者と道路管理者の連携強化が必要 ⇒ 早期の道路啓開と復旧体制の確立

■孤立危険個所への事前対策が必要 ⇒ 事前伐採等による倒木対策と備蓄物資の充実

(4) 道路立ち往生対策 (近畿地整、近畿運輸局、NEXCO、京都府、各市町村等)

■高速道路や直轄国道に関する規制情報の幅広共有が必要 ⇒ 情報発信と応援体制の確立

■府民、事業者への「備えと外出抑制」呼びかけ強化必要 ⇒ 情報発信の内容・頻度充実

(5) その他

■農産物、農業用施設の被害防止が必要 ⇒ 降雪前の備えや施設点検の指導・啓発を充実



(写真: 京都府)

【計画への反映】

防災営農対策計画、通信施設・電気施設防災計画、避難等に関する計画、観光客保護・帰宅困難者対策計画、防疫及び保健衛生計画、通信施設応急対策計画、避難所開設・運営計画

新旧対照表 (ページ番号)

一般計画編	7、8、10、11、21、23
震災対策計画編	—

3 京丹後市の防災施策を踏 まえた修正

(1)市避難情報発令基準の改 定に伴う修正

【背景】

本市において、水位が警戒レベル4「氾濫危険水位」の基準に達しているにもかかわらず、現場周辺は、氾濫に至る状況にない河川が存在する。このような状況において、降雨が弱くなる予報で、かつ、夜間の場合に、避難指示を発令すると、かえって危険な事態を招くおそれがあること等も考えられる。

【内容】

本市における河川の水位観測所の情報、また、堤防等の整備状況を踏まえ、危険箇所、危険水位等の再確認を行うとともに、警戒レベルに対応した避難情報の発令の判断基準を定めた「避難情報に関するガイドライン」等における国の見解、また、京都府の意見、近隣市町の状況を参考に、令和5年7月、現状に則した洪水災害における本市避難情報発令基準の見直しを行った。

京丹後市避難情報発令基準

※一部抜粋

洪水災害	3	高齢者等避難	京都府雨量／水位観測システム 気象庁・洪水警報の危険度分布 現地の状況	○河川水位が避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ○洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現し、かつ、引き続き水位上昇のおそれがある場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ○堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	4	避難指示	旧	○河川水位が氾濫危険水位に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現し、かつ、引き続き水位上昇のおそれがある場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）
			新	○河川水位が氾濫危険水位に到達した場合（さらなる水位上昇のおそれがない場合を除く） ○水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現し、かつ、引き続き水位上昇のおそれがある場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）
5	緊急安全確保	京都府雨量／水位観測システム 気象庁・洪水警報の危険度分布 現地の状況	○河川水位が堤防高に到達した場合 ○洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ○堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、消防団からの報告等により把握できた場合）	

【計画への反映】

緊急避難に関する計画

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	18、19
震災対策計画編	—

3 京丹後市の防災施策を踏 まえた修正

(2)令和5年8月10日 林野 火災の検証を踏まえた修正

【背景】

令和5年8月10日に発生した久美浜町箱石地内を火元とする林野火災は、強風により延焼が拡大した結果、本市発足後の最大の火災となり、市でも初めて火災を原因とした災害対策本部を設置し、消防本部や消防団と連携しながら、地域住民の人命と財産を守ることを最優先に、地域住民の方等への情報提供や注意喚起、避難所開設、消火活動への支援等を行った。

【内容】

消火活動を最優先に行うための後方支援を、より適切かつスムーズに行う必要があることから、今回の火災を教訓とし、消火活動の後方支援（消防団等支援）として、必要に応じて、コンクリートミキサー車による消火用水の補給を行うため、峰山生コンクリート協同組合と連携し、速やかに対応できるようにしていくこととする。

コンクリートミキサー車による消火用水の補給



(写真：京都市消防局航空隊提供)

放水体系図（久美浜町箱石地内）



【計画への反映】 突発的・事故災害対策

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	12
震災対策計画編	—

3 京丹後市の防災施策を踏 まえた修正

(3)令和6年能登半島地震を 踏まえた修正

【背景】

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、本市に「津波注意報」が発表された。沿岸部の3町で合計145の方が小中学校のグラウンド等の津波の緊急避難場所に自主避難されたため、市職員を動員し、避難所の開設と状況の把握を行った。

また、被災地においては、初動時の情報収集、緊急輸送手段等にヘリコプター、ドローンが活用された。

【内容】

津波注意報発表時における自主避難者への対応、沿岸パトロール等を迅速に行うため、警戒対応を行う職員の動員体制を見直す。

また、大規模災害時において、関係機関や協定先の協力を得るなど、情報収集及び人員の搬送、緊急物資輸送手段としてのヘリコプターの活用と上空から被災状況の把握にドローンの活用を推進する。

- 対策1 職員体制の強化
- 対策2 ヘリコプターの活用
- 対策3 ドローンの活用



市防災訓練

【能登半島地震の際の市の対応】

令和6年1月1日

16:10 石川県能登 地震発生 最大震度7
京丹後市:震度3

16:12 大津波警報・津波警報・津波注意報発表
京丹後市:津波注意報

体育館等への自主避難者 5施設145人

- ・寒さ対策
 - ・トイレ
 - ・状況把握
- 等のため、各施設に職員を派遣

(今回の見直し)津波注意報発表時

約20名体制 → **約60名体制**

【計画への反映】

地震発災初期及び警戒対策、動員計画、輸送計画、ボランティア受入計画、危険建物等・土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

新旧対照表 (ページ番号)

一般計画編	16、18
震災対策計画編	8、12、14

